

# リテラシー会員 会員規則

一般社団法人炭素会計アドバイザー協会

## (目的)

第1条 この規則は、一般社団法人炭素会計アドバイザー協会（以下「本会」という。）定款第2章第5条2項に基づき、中小企業を対象とする「リテラシー会員」の定義および会員に関する必要事項を定めることを目的とする。

具体的には、従業員数100名以下の中小企業が、カーボンニュートラルに関する知識・実務ノウハウを体系的に習得し、自社の脱炭素経営への理解を深めるとともに、その円滑な移行を促進し、これら知識により自社従業員のスキル向上に資することを支援するものとする。本会員種類は、法人会員への移行を前提とせず、「学びの入り口」としての低負担・高価値な資格制度を提供することを旨とする。

## (会員の位置づけと定義)

第2条 本会の会員は、定款第2章第5条1項に基づく(1)正会員および(2)法人会員（特別賛助会員を含む）、ならびに、同条第2項に基づく、(3)アカデミー会員、(4)自治体会員および(5)リテラシー会員とする。

2 リテラシー会員は、日本の「中小企業基本法」第2条に定める業種ごとの法定基準にかかわらず、従業員数100名以下の企業であることとする。また、リテラシー会員は、本会事業の趣旨に賛同し、本会の活動に協力するものとする。

## (会費)

第3条 リテラシー会員は、本会理事会の定めるところにより、年会費 30,000 円を納入しなければならない。

2 本会は、理事会の議決により、リテラシー会員が大規模自然災害に被災した等の事由により、年会費等の納入が困難であると認められる場合には、それらの一部または全額について延納または猶予を認めることができる。

## (会員の手続き)

第4条 リテラシー会員として入会しようとする企業は、別に定める入会申込書等に必要事項を記入のうえ本会事務局に提出しなければならない。

## (入会の承認)

第5条 本会は、前条による入会の申込みを受け、理事会の承認および年会費の入金確認をもって、当該申込者を会員と認めるものとする。

2 理事会は、入会の申込者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、入会を承認しないことができる。

- (1) 本会の趣旨に賛同していないと判断した場合
- (2) 当該申込書の事業または商品が法令に違反している場合、もしくは著しく社会規範に反する場合、または、その恐れがあると判断した場合
- (3) その他、会員とすることを不相当と判断した場合

## (納入方法及び納期)

第6条 入会が認められたリテラシー会員は、本会事務局からの案内に従い、速やかに年会費を納入しなければならない。

- 2 年会費は1年とし、毎年1年分を先払いするものとし、年度途中の入会であっても、月割計算等は行わない。

#### (会員の権利)

第7条 リテラシー会員は、当該企業に属する役員および従業員に対し、本会事業に係る次に掲げる限定的なサービスを受ける機会を付与することができる。ただし、本会は、事業の内容により、これらの役員または従業員に対し参加費等を課することがある。

- (1) 炭素会計アドバイザー資格（3級および2級）の会員価格による受講と受験
- (2) 本会が無償で提供するセミナーおよびイベントへの参加
- (3) 本会ウェブサイトへの会員としての企業名の掲載
- (4) 法人会員専用ページ（過去のセミナー動画および e-learning コンテンツ）の視聴

#### (会員の義務)

第8条 会員は、この規程のほか、法令、定款、資格取得者倫理規程及び理事会の定めるその他の規程・規則等を順守しなければならない。

- 2 会員は、窓口責任者・担当者等登録内容に変更が生じた場合は、速やかに本会事務局へ届け出なければならない。なお、本項に基づく届出の遅滞、不備又は懈怠により会員に生じた損害について、本会は責任を負わないものとする。
- 3 前項に違反した場合、又は、会員の責に帰すべき事由により本会において会員の所在が不明になった場合には、協会は会員に通知することなく、会員に対する協会が発行する情報等（以下「会員向け情報等」という。）の発行を停止することができるものとする。また、その後にかかる事由が解消された場合であっても、当該会員は本会が特に認めた場合を除き、当該停止期間中に発行された会員向け情報等の発行を要求することはできないものとする。
- 4 会員が、この規程のほか、法令、定款、会員倫理規程及びその他の規程・細則等に違反した場合には、本会は当該会員に対し、別途定める懲戒規程に基づく処分とは別に指導を行うことができるものとする。

#### (会員の資格喪失)

第9条 会員は、次の各号のいずれかに該当するとき、定款8条に定める手続きに従い、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
  - (2) 会員である団体が解散したとき
  - (3) 除名されたとき
- 2 会員は、最終の会員サービス（受講・受験の利用を含む）の利用日を起点とし、直近5年間にわたり会員の権利を一切利用していない場合には、自動的に会員資格を喪失するものとする。

#### (会員の名義変更)

第10条 会員は、商号が変更になった場合、所定の手続きにより本会事務局に届け出なければならない。

- 2 法人会員同士の合併等が行われる場合は、存続会社は前項により名義変更を行うものとする。消滅会社が納入した年会費は、合併時点で月割計算を行い、未経過分を返還する。

#### (退会の手続き)

第11条 会員は、所定の退会届を提出して任意に退会することができる。

- 2 いかなる場合でも既納の年会費は返還しない。ただし、前条第2項に該当する場合はこの限りではない。

(除名)

第12条 会員が次の各号のいずれかに該当するとき、定款10条に定める手続きに従い、除名することができる。

- (1) 本会の定款または規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉・信用を傷つけ、または本会の目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他、正当な理由があるとき。

(会費の返還)

第13条 退会又除名により会員の資格を喪失したものは、本会に既に支払った年会費等の返還を請求することはできない。

(規則外事項)

第14条 この規則に定められた事項又は定めのない事項に関し疑義が生じた場合には、理事会の決議によりこれを解決するものとする。

(改廃)

第15条 この規則の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

附則

1. この規則は、2026（令和8）年6月1日から施行する。